

令和 7 年 7 月 8 日  
西日本高速道路株式会社  
中 国 支 社

### 入札参加資格停止措置について

#### 1. 入札参加資格停止業者

入札参加資格停止業者	住 所
株式会社建設技術研究所	東京都中央区日本橋浜町 3 - 2 1 - 1

#### 2. 入札参加資格停止期間

令和 7 年 7 月 8 日から令和 7 年 7 月 2 1 日まで（2 週間）

#### 3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 2

#### 4. 事実概要

浜田自動車道の高速道路橋の橋梁基本詳細設計を実施したものであり、令和 7 年 1 月 28 日に完了検査を実施したところ、一部不履行（約 9 0 ヶ所）と認められたため（軽微な）修補指示を行った。しかし、（軽微な）修補期限までに修正成果品が提出されず、履行期間内に業務が完了しなかったもの。

#### 5. 入札参加資格停止措置理由

契約違反を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）」別表第 1 第 4 号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 1

措 置 要 件	地域及び期間
（契約違反） 4 第 2 号※に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 2 週間 以上 4 月以内

#### ※第 2 号

会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが軽微であると認められるときを除く。）。

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 中国支社 総務企画部 経理課